令和6年度 総合評価落札方式の評価基準の 見直しについて(工事)

令和6年3月27日 中部地方整備局 港湾空港部

- ◆令和6年4月1日以降に公告する工事より適用するものです。
- ◆本運用方針に基づき個別の工事に適用される評価項目等は、各工事の入札説明書を参照 してください。
- ◆本方針の内容は変更する場合がありますので、以下ホームページでご確認願います。
- ◆問い合わせ窓口
 - 〇中部地方整備局港湾空港部:pa.cbr-nyuusatsu@mlit.go.jp(担当:品質確保室)
 - ○本資料に対する質問と回答は、中部地方整備局港湾空港部入札・契約情報ホームページ (https://www.pa.cbr.mlit.go.jp/20/21/26/index.html) に掲載します。

総合評価落札方式の評価基準の見直しについて

1. 企業の能力等の基準見直しについて 「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」の評価について・・・・・P2

2. 技術者の能力等の基準見直しについて 「主任(監理)技術者等未経験者育成型」の評価について・・・・・P5

4. 工事信頼度等の基準見直しについて 「工事信頼度等」の評価見直し・・・・・P10

1. 企業の能力等の基準見直しについて

方針 「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」の評価の見直し

「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(平成28 年3月22 日・すべての女性が輝く社会づくり本部)に基づき、港湾土木工事(WTO政府調達対象事業)の工事を対象に、段階的選抜方式を適用する総合評価落札方式において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する取組を実施してきたところである。

本取組の対象を総合評価落札方式の港湾土木工事A等級の工事及び技術提案・交渉方式における優先交渉 権者との業務契約の発注に拡大することから、評価対象、評価点等の見直しを行う。

現行基準

◆企業の能力等において<u>内数評価</u> 対象:●技術提案評価型S型 (段階選抜方式・WTO)

WLB推進企業の評価対象工事は、港湾土木工事(WTO政府調達協定対象事業)工事のうち、 総合評価の段階選抜方式で実施する工事を対象 とする。

新基準

◆企業の能力等において**内数**評価

対象:●技術提案評価型S型

(段階選抜方式・WTO及び非WTO)

- ●施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型
- ◆総合評価対象の配点において<u>外数評価</u> 対象: ●技術提案評価型S型(WTO)





1. 企業の能力等の基準見直しについて

<u>「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」の評価表</u>

◆企業の能力等において内数評価

対象:●技術提案評価型S型(段階選抜方式・WTO及び非WTO)

●施工能力評価型 I 型(施工計画重視型、チャレンジ型) 、Ⅱ型

変更追加

評価	項目	評価基準	配点
企業の能力等		次に示すいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等)※1 ・次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん(令和4年4月1日以降の基準)・くるみん(平成29年4月1日~令和4年3月31日までの基準)・くるみん(平成29年3月31日までの基準)・トライくるみん認定企業)※2 ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)※3	1.0点
		認定を受けていない	0.0点

- ※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27 年法律第64 号)第9 条又は第12条の規定に基づく 基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準は満たすものに限る。)又は同法第8条 に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定している企業(常時雇用する労 働者の数が100人以下のものに限る。)をいう。
- ※2 次世代育成支援対策推進法(平成15 年法律第120 号)第13 条又は第15 条の2 の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
- ※3 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45 年法律第98 号)第15 条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

1. 企業の能力等の基準見直しについて

「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」の評価表

◆総合評価対象の配点において外数評価

対象:●技術提案評価型S型(WTO)

新規追加

評価項目	評価基準	配点
	次に示すいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等)※1 ・次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん(令和4年4月1日以降の基準)・くるみん(平成29年4月1日~令和4年3月31日までの基準)・くるみん(平成29年3月31日までの基準)・トライくるみん認定企業)※2 ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)※3	1.0点
	認定を受けていない	0.0点

- ※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条又は第12条の規定に基づく 基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準は満たすものに限る。)又は同法第8条 に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定している企業(常時雇用する労 働者の数が100人以下のものに限る。)をいう。
- ※2 次世代育成支援対策推進法(平成15 年法律第120 号)第13 条又は第15 条の2 の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
- ※3 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

2. 技術者の能力等の基準見直しについて

方針 「主任(監理)技術者等未経験者育成型(工事)」の試行

主任(監理)技術者もしくは現場代理人としての経験を持たない技術者の施工実績の創出を目的に、若手技術者登用促進型(工事)を改め主任(監理)技術者等未経験者育成型(工事)を実施する。

若手技術者登用促進型(工事)の年齢要件の撤廃をし、主任(監理)技術者の経験を持たない技術者を対象とする。

現行基準

40歳未満(当該案件公告時点における年度当初(4月1日時点)における年齢)の若手の主任技術者 又は監理技術者を配置し、併せて技術指導者を配置 した場合、評価基準表における技術者の能力等の項 目①経験、②工事成績、③表彰(技術者)、④保有 資格、⑤継続教育、⑥地域実績(対象工事のみ)は、予定価格3億円未満の工事(非専任)の場合及び 予定価格が3億円以上の工事(専任)の場合でも、 「技術指導者」の申請内容により評価を行う。



新基準

主任(監理)技術者等未経験の配置予定主任(監理)技術者(年齢要件なし)を配置し、併せて技術指導者を配置した場合、評価基準表における技術者の能力等の項目①経験、②工事成績、③表彰(技術者)、④保有資格、⑤継続教育、⑥地域実績(対象工事のみ)は、WTO非対象工事(非専任)の場合及びWTO対象工事(専任)の場合でも、「技術指導者」の申請内容により評価を行う。

なお、主任(監理)技術者もしくは現場代理人として、競争参加資格に定める同種工事(地方整備局等の発注した工事(港湾空港関係)に限る)の施工経験を持たないこと。

2. 技術者の能力等の基準見直しについて

現行基準

◆評価方法

- ① 予定価格3. 〇億円未満の場合
- ○配置技術者: 若手主任(監理)技術者+技術指導者(非専任※)
- ・同種実績と工事成績、表彰等は、技術指導者(非専任※)の実績で評価
- ※別件工事で専任配置していないことを条件として、 技術指導者(非専任)は、最大で工事3件まで登録 可能とする。また、工事内容等より専任としても良い
- ② 予定価格3. 0億円以上の場合
- 〇配置技術者: 若手主任(監理)技術者+技術指導者<u>(専任)</u>
- ・同種実績と工事成績、表彰等は、技術指導者(専任)の実績で評価

◆技術者の要件

- ・主任(監理)技術者に求める要件のうち、施工経験以外の要件を全て満たすこと。
- ・工事の公示日が含まれる年度の当初(4月1日)において、満40歳未満の者であること。

新基準

◆評価方法

- ① WTO非対象工事の場合
- ○配置技術者: 主任(監理)技術者等未経験者

+技術指導者(非専任※)

- ・同種実績と工事成績、表彰等は、技術指導者(非専任※)の実績で評価
- ※別件工事で専任配置していないことを条件として、 技術指導者(非専任)は、最大で工事3件まで登録 可能とする。また、工事内容等より専任としても良い。

② WTO対象工事の場合

○配置技術者: 主任(監理)技術者等<mark>未経験者</mark>

+技術指導者(専任)

・同種実績と工事成績、表彰等は、技術指導者(専任)の実績で評価

◆技術者の要件

- ・主任(監理)技術者に求める要件のうち、 施工経験以外の要件を全て満たすこと。
- ・主任(監理)技術者もしくは現場代理人として、競争 参加資格に定める同種工事(地方整備局等の発注した 工事(港湾空港関係)に限る)の施工経験を持たない こと。



3. 地域精通度・貢献度の基準見直しについて

方針 「災害時の事業継続力の認定」の評価対象の見直し

建設会社における災害時の事業継続計画の策定を促進するために、中部地方整備局の「建設会社における災害時の基礎的事業継続力<港湾空港専門項目>」の認定を受けているか確認する。

本認定審査に申請が可能な企業の拡充されたことから、評価対象の見直しを行う。

現行基準

「港湾土木工事(A及びB等級対象工事)」及び「港湾等しゅんせつ工事(A及びB等級対象工事)」を評価対象とする。

※WTO、チャレンジ型の場合は、評価項目として設定しない。

評価項目		評価基準	配点
災害時の事業継続力の	建設BCP認定制度(中部地	認定あり	1.0点
認定状況	方整備局の港湾空港関係) での認定の有無	認定なし	0.0点

<参考:認定対象となる工事種別・等級>

- 港湾土木(A~B)
- 港湾等しゅんせつ(A~B)

新基準

港湾5工種(「港湾土木工事」、「港湾等しゅんせつ工事」、「空港等土木工事」、「空港等舗装」及び「港湾等鋼構造物」)を評価対象とする。 ※WTO、チャレンジ型の場合は、評価項目として設定しない。

評価項目		評価基準	配点
災害時の事業継続力の	建設BCP認定制度(中部地 方整備局の港湾空港関係)	認定あり	1.0点
 	の認定の有無	認定なし	0.0点

<参考:認定対象となる工事種別・等級>

- ・港湾十木(A~C)
- 港湾等しゅんせつ(A~C)
- 空港等土木(A~C)
- 空港等舗装(A~C)
- 港湾等鋼構造物(A~B)



3. 地域精通度・貢献度の基準見直しについて

方針 「ボランティア活動実績」の評価対象期間の見直し

新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえ、評価対象期間を前々年度から前年度の2年間としていたが、 令和5年5月1日に5類に移行したこと、また、ボランティア活動もコロナ前程度となっていることの現状を勘 案し評価対象期間を見直す。(前年度2年間を対象→前年度1年間を対象)

現行基準

ボランティア活動実績

公告日の前々年度から前年度に国又は、地方公共団体(港湾管理者含む)が主催又は後援(共催・協賛・協力でも可)する港湾・海岸に関するボランティア活動、自治会が主催し国又は地方公共団体(港湾管理者含む)が後援(共催・協賛・協力でも可)する港湾・海岸に関するボランティア活動、中部地方整備局(港湾空港関係)がこれと同等と認めるボランティア活動への参加実績が、4回以上あるかについて確認し評価する。

評価項目		評価基準	配点
#=\.=\.\.=	中部地方整備局管内(港湾空港関係)のボランティア表	表彰または4回以上の実績あり	1.0点
ボランティア	彰[過去5年間]、又は「前々年度~前年度」のボランティア活動実績	表彰なし及び実績が4回 未満	0.0点

新基準

ボランティア活動実績

公告日の前年度に国又は、地方公共団体(港湾管理者含む)が主催又は後援(共催・協賛・協力でも可)する港湾・海岸に関するボランティア活動、自治会が主催し国又は地方公共団体(港湾管理者含む)が後援(共催・協賛・協力でも可)する港湾・海岸に関するボランティア活動、中部地方整備局(港湾空港関係)がこれと同等と認めるボランティア活動への参加実績が、4回以上あるかについて確認し評価する。

評価項目		評価基準	配点
#=>.= /7	中部地方整備局管内(港湾空港関係)のボランティア表	表彰または4回以上の実績あり	1.0点
ボランティア	彰[過去5年間]、又は「前年 度」のボランティア活動実績	表彰なし及び実績が4回 未満	0.0点



3. 地域精通度・貢献度の基準見直しについて

方針 「災害復旧等の実績」の評価対象の見直し 災害対策関係功労者表彰の評価の追加

防災意識の向上を図るために、中部地方整備局が行う災害の予防、応急対策、応急復旧等に顕著な功績があったと認められる個人又は団体について表彰が実施されている。

災害復旧等への活動参加を促進するため、本認定・表彰の結果を評価対象とする。

WTO、チャレンジ型以外の工事に適用

現行基準

〇当該工事の公告日より過去5年間に、中部地方整備局(港湾空港関係)において特定の事業者に対し、局長表彰を受けた場合、事務所長からの表彰もしくは感謝状を受けた場合、又は中部地方整備局管内の地方公共団体(いずれも港湾・海岸事業関係)から災害復旧活動等に対する表彰や感謝状を与えられた場合について評価する。

	評価項目	評価基準	配点
※宝佑旧竿の	宇復旧等の 中部地方整備局管内(港湾空港関係) の災害復旧等の表彰実績[過去5年 間]	局長表彰あり	1.0点
宇結の災害の		事務所長表彰等あり	0.5点
		表彰なし	0.0点

新基準

〇当該工事の公告日より過去5年間に、中部地方整備局(港湾空港関係)において特定の事業者に対し、局長表彰を 受けた場合、事務所長からの表彰もしくは感謝状を受けた 場合、又は中部地方整備局管内の地方公共団体(港湾空港 関係)から災害復旧活動等に対する表彰や感謝状を与えら れた場合について評価する。

○中部地方整備局における表彰及び感謝状は、「災害対策 関係功労者表彰(港湾空港関係)」を評価対象とする。 ○中部地方整備局管外で行った災害復旧等であっても、中

〇中部地方整備局管外で行った災害復旧等であっても、中部地方整備局又は中部地方整備局管内の地方公共団体から 災害復旧活動等に対する表彰や感謝状を与えられた場合に 加算評価する。

	評価項目	評価基準	配点
※宝海口竿の	害復旧等の の災害復旧等の表彰実績[過去5年 間]	局長表彰あり	1.0点
火舌後口守の 実績		表彰等あり	0.5点
l		表彰なし	0.0点



4. 工事信頼度等の基準見直しについて

方針 「工事信頼度等」の評価に関する記載の見直し

当該評価項目の適用基準日について、記載を修正する。

現行基準

・工事信頼度等は、

当該工事の競争参加資格確認<u>資料</u>提出期限日が 減点期間中である場合に対象とする。



新基準

・工事信頼度等は、

当該工事の競争参加資格確認<u>申請書</u>提出期限日が 減点期間中である場合に対象とする。